

京都市環境基本条例

- 第 1 1 条 市長は、市民の健康を保護し、並びに快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（以下「環境保全基準」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、環境保全基準を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、環境保全基準を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。
 - 4 （省略）
 - 5 （省略）
 - 6 第 2 項及び第 3 項の規定は、環境保全基準の改定について準用する。

京都市環境保全基準

2 水質汚濁に係る環境保全基準

(1) 人の健康保護に係るもの （省略）

(2) 生活環境に係るもの

ア （省略）

イ

項目 \ 類型	生物 A	生物特 A	生物 B	生物特 B
全亜鉛	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
(備考) 水生生物の生息 状況の適応性	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注 1 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。

注 2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する類型

ア （省略）

イ

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1) (高橋から上流)	生物 A	桂川上流(1) (世木ダムから上流)	生物 A
鴨川上流(2) (高橋から高野川合流点まで)	生物 B	桂川上流(2) (世木ダムから渡月橋まで)	生物 B
鴨川中流 (高野川合流点から勸進橋まで)	生物 B	桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	生物 B
鴨川下流 (勸進橋から下流)	生物 B	桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	生物 B
高野川上流 (花園川合流点から上流)	生物 B	宇治川上流 (山科川合流点から上流)	生物 B
高野川下流 (花園川合流点から下流)	生物 B	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	生物 B